

# 建築工事に関する関係法令等による事前相談窓口一覧

令和6年4月1日更新

	申請・届出・照会内容 等	申請・届出対象	申請・届出時期	担当課	業務場所	TEL			
建築場所による各種制限	□ 地区計画の区域内における行為の届出書	地区計画区域内	行為に着手する30日前	都市整備部 都市計画課	枚方市役所 分館	072-841-1414			
	□ 立地適正化計画に基づく届出書	都市機能誘導区域、居住誘導区域、居住環境保全区域	行為に着手する30日前						
	□ 都市計画法第53条に基づく建築許可申請	都市計画施設の区域内	確認申請前までに						
	□ 枚方宿地区まちづくり協定に係る協議	枚方宿地区まちづくり協定で定める区域内	—	観光にぎわい部 観光交流課	枚方市役所 別館	072-841-1357			
	□ 建築協定地区の承認書	建築協定区域内	あらかじめ	都市整備部 住宅まちづくり課	枚方市役所 分館	072-841-1478			
	□ 急傾斜地の崩壊危険区域内制限行為許可申請書	急傾斜地崩壊危険区域	—	大阪府枚方土木事 務所管理課	北河内府民セ ンタービル 2階	072-844-1331 (代表)			
	□ 砂防指定区域内制限行為許可申請書	砂防指定地							
	□ 地すべり防止区域内制限行為許可申請書	地すべり防止区域							
	□ 特定開発行為の許可	土砂災害特別警戒区域							
	□ 特定都市河川浸水被害対策法に係る協議	特定都市河川流域（寝屋川流域）	—	上下水道部 下水道管理課	枚方市上下水 道局	072-848-5565			
	□ 公共公益施設における雨水流出抑制施設設置にかかる協議	公共公益施設の場合	—						
	□ 排水設備計画確認申請書	公共下水道処理区域	工事前						
	□ 文化財保護法第93条第1項に規定される届出	埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内	行為に着手する60日前	文化財課	枚方市役所 別館	072-841-1411			
規模・用途による各種制限	□ 建設リサイクル法に基づく届出書	建築物の解体工事(80㎡以上)/建築物の修繕・模様替(請負金額1億円以上)、建築物の新増築工事(500㎡以上)/その他工作物に関する工事(請負金額500万円以上)	工事着手の7日前までに	環境部 環境指導課	穂谷川清掃工 場 管理棟1 階	050-7102-6013			
	□ 特定建設作業届出書	特定建設作業（バックホウ、トラクターショベルなど）を行う場合	工事着手の8日前までに						
	□ 枚方市ぱちんこ遊技場の建築規制に関する条例に関する相談	ぱちんこ遊技場を新築または、建築物の用途変更をしてぱちんこ遊技場とする場合	建築確認申請前までに						
	□ 一般旅館及びラブホテルの建築規制に関する条例に関する届出	一般旅館若しくはラブホテルを新築、増築、用途変更をして一般旅館若しくはラブホテルとする場合	建築確認申請前までに						
	□ 騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に関する届出	3.7kw以上の送風機、空気圧縮機、7.5kw以上の空調機を設置する場合	設置工事の30日前までに						
	□ 枚方市環境影響評価条例に関する相談	産業廃棄物処理施設の新設又は増設、工場又は事業場の新設又は増設、土地区画整理事業などを行う場合	あらかじめ						
	□ 枚方市公害防止条例に基づく届出	工場、GS、自動車洗車場、建設用資材置場、ゴルフ練習場などを設置する場合	設置の31日前までに						
	□ 枚方市住環境条例に基づく風俗営業に関する相談	風俗営業法第2条2～4号の建築物を新築又は増築、既存の建物を用いて風俗営業を営む場合	建築確認申請前までに						
	□ 景観法に基づく届出	高さ15mを超えるもの、建築面積が1,500㎡を超えるもの、延べ面積が3,000㎡を超えるもの	建築行為等に着手する30日前まで						
	□ サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請にかかる主要用途判断	サービス付き高齢者向け住宅	あらかじめ				都市整備部 住宅まちづくり課	枚方市役所 分館	072-841-1478
	□ 屋外広告物許可申請書	枚方市ホームページ「屋外広告物の基準と許可申請等の手続き」と、きてみてひらかたマップ※より屋外広告物条例規制区域をご確認ください。	表示又は設置の前までに(許可までは通常2週間程度を要しますのでご注意ください。)						
	□ 大規模小売店舗立地法の届出	店舗面積1,000㎡以上の物品販売店舗	営業開始の8カ月前までに届出				観光にぎわい部 商工振興課	枚方市役所 別館	072-841-1325
	□ 工場立地法に基づく届出	工場立地法に規定する「特定工場（次の①及び②を満たす工場）」の新設、生産施設の増設等の変更を行う場合 ①工場の敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上 ②製造業、電気・ガス・熱供給業（水力・地熱発電所、太陽光発電施設は除く）	工事着工の90日前までに届出						
その他 開発指導室管轄分	□ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく届出	適合性判定の対象外の建築物で申請部分が300㎡以上のもの	工事着手の21日前まで	都市整備部 審査指導課	枚方市役所 分館	072-841-1438			
	□ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定申請	認定を受けようとするもの（任意）	工事着手まで						
	□ 長期優良住宅建築等計画の認定申請書	認定を受けようとするもの（任意）	工事着手まで						
	□ 低炭素建築物新築等計画認定申請書	認定を受けようとするもの（任意）	工事着手まで						
	□ 都市施設設置工事事前協議書（建築物）	・集会場（200㎡以上の集会室があるものを除く） ・コンビニエンスストア（100㎡以上200㎡未満） ・事務所（500㎡以上） ・ダンスホール（1000㎡以上） ・理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗（50㎡以上200㎡未満） ・工場（3000㎡以上） ・神社、寺院、教会その他これらに類するもの（300㎡以上） ・火葬場	確認申請前までに完了すること						
□ 防災計画書	次に掲げる条件のいずれかに該当する建築物 (1)旅館、ホテルの用途に供する建築物で、5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2000㎡を超えるもの (2)建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる用途に併せて供する複合建築物で、5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2000㎡を超えるもの (3)劇場等における収容人員の合計が、2000人を超えるもの (4)3階以上の階において不特定多数が利用する建築物で、床面積の合計が10000㎡（駐車場の床面積を除く）を超えるもの (5)その他、特定行政庁が必要と認めたもの	確認申請前までに完了すること							
その他	□ CASBEE建築物総合環境性能評価制度 届出書			大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課	大阪府 咲洲庁舎	06-6210-9725			

※ きてみてひらかたマップはこちらからご確認いただけます。▶

<https://www2.wagmap.jp/hirakata/Portal>



※ この一覧表は枚方市ホームページでも掲載しています。▶

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000002135.htm>

